

防災集団移転住宅団地への移転希望者を募集します～永浜地区、神坂地区～

▷申込先/問い合わせ先＝復興政策課管理係(☎内線351)

市では、永浜地区と神坂地区の防災集団移転住宅団地内の宅地における空き区画について、新たに移転希望者を募集します。

詳しくは、ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

▷募集区画の概要

所在地	面積	土地売買価格	年間貸付料(※) 【当初10年間】
赤崎町 字大立5-18	330.22㎡	4,292,860円	64,392円
赤崎町 字山口137-35	330.58㎡	4,297,540円	64,463円
末崎町 字神坂50-6	325.34㎡	3,643,808円	54,657円

※年間貸付料は「適正な時価の5%」となりますが、当初10年間は「適正な時価の1.5%」に減額されます。

▷申し込みの主な条件

①平成23年3月11日時点において、各自治体が条例に定める津波を区域指定の理由とする災害危険区域内に居住し、り災証明書の交付を受けていること

②他地区の防災集団移転促進事業に申し込みしていないこと

※この他にも条件があります。

▷申込方法＝申込書に必要事項を明記の上、直接持参してください。

※申込書は、市役所本庁復興政策課に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷申込締切日＝7月7日(金)

※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

▷その他

- ・申込者が複数の場合は、抽選により決定します。
- ・申込締切日までに申し込みがない区画は、常時募集とし、先着順で受け付けます。
- ・公募結果などは、随時市のホームページでお知らせします。

～(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業の環境影響評価方法書～縦覧と説明会のお知らせ

▷意見書の提出先/問い合わせ先＝前田建設工業株式会社事業戦略本部(☎03-5276-5485/〒102-8151東京都千代田区富士見2-10-2)

岩手県環境影響評価条例に基づき、(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業の環境影響評価方法書の縦覧と説明会の開催について、次のとおり公表します。

▷事業者の名称＝前田建設工業株式会社

- ・代表者＝代表取締役社長 前田操治
- ・所在地＝東京都千代田区富士見2丁目10番2号

▷対象事業の名称、種類、規模など

- ・名称＝(仮称)大船渡バイオマス火力発電事業
- ・種類＝バイオマス発電所設置事業
- ・規模＝発電設備出力11万2千kw

▷対象事業実施予定区域＝大船渡市永浜・山口地区工業用地

▷関係地域＝大船渡市

▷方法書の縦覧

- ・縦覧期間＝6月15日(木)～7月14日(金)
- ・縦覧場所＝市役所本庁市民環境課、大船渡地区

(13) 広報大船渡 29.6.5(No.1104)

合同庁舎1階県民ホール

※いずれも土・日曜日、祝日を除き、午前8時30分～午後5時15分

・電子縦覧＝<http://www.maeda.co.jp/ofunato/>

▷方法書の説明会の日時・会場

- ・第1回＝6月27日(火)午後6時30分～8時/赤崎地区公民館
- ・第2回＝6月28日(水)午後7時～8時30分/シーパル大船渡

▷意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見がある人は、書面により提出することができます。

・提出方法＝氏名、住所、環境の保全の見地からの意見を記載し、郵送または公表場所に設置している意見箱へ投函してください。

・提出期限＝7月28日(金)【当日消印有効】

大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画説明会(後期)を開催

▷問い合わせ先＝学校統合推進室(☎内線271)

市では、本年2月に策定した「大船渡市立小・中学校適正規模・適正配置基本計画」を小・中学校などの保護者や地域住民の皆さんに説明するため、前回に引き続き、残る市内5地区において、右表のとおり説明会を開催します。

少子化に伴う市内小・中学校の小規模化に対応し、学校の規模および配置の適正化を進めていくためには、市民の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠です。皆さんの参加をお待ちしています。

■地区説明会開催日程

地区	開催日	会場
猪川	6月22日(木)	猪川地区公民館
立根	6月26日(月)	立根生活改善センター
盛	6月27日(火)	カメラアホール
蛸ノ浦	6月29日(木)	蛸ノ浦漁村厚生施設
赤崎	6月30日(金)	漁村センター

※開催時間はいずれも午後7時～9時

児童手当の「現況届」は6月中に手続きを

▷問い合わせ先＝子ども課子ども福祉係(☎内線193)

児童手当を受けている人は、6月中に「現況届」を提出するように定められています。この現況届によって、引き続き手当を受給できるかどうかを審査します。6月中に手続きをしないと、6月分以降の手当が受けられなくなります。

市では、日程表のとおり児童手当の受け付けを行いますので、忘れずに手続きをしましょう。

※対象者には現況届を送付します。

※官公庁に勤務している人は勤務先で手続きしてください。

▷受付期間・申請場所＝右下表のとおり

▷手続きに必要なもの

- ・現況届
- ・印鑑(認印)
- ・受給者の健康保険被保険者証などのコピー(国民年金に加入している人は不要)

※平成29年中に市外から転入した人は、平成29年1月1日現在の住所地の市町村で発行する「平成29年度児童手当用所得証明書」も持参してください。

■児童手当の対象年齢と支給額

児童の年齢	支給額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上～小学生修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
一定の所得がある世帯	5,000円

※2月、6月、10月に、それぞれ前月分までの手当を口座に振り込みます。

■児童手当現況届受付日程表

期日	時間	対象	会場
6月11日(日)	9:30 ～ 17:15	全地区	市役所本庁 地階大会議室
6月12日(月)		大船渡町	市役所本庁 第1会議室
6月13日(火)		猪川町	
6月14日(水)		立根町、日頃市町	
6月15日(木)		赤崎町	
6月16日(金)		盛町、末崎町	
6月17日(土)		全地区	

※上記の日程で都合がつかない場合

期日	時間	対象	会場
6月12日(月) ～6月16日(金)	8:30 ～ 17:15	全地区	三陸支所 綾里地域振興出張所 吉浜地域振興出張所
6月19日(月) ～6月30日(金) ※土・日曜日を除く			市役所本庁子ども課



▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111